

少年非行等の概況(令和4年中)

徳島県警察本部
少年女性安全対策課

1 概況

- 徳島県の非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年)の総数は94人で前年に比べ10人(11.9%)増加しました。
- 不良行為で補導した少年は904人で、前年に比べ29人(3.3%)増加しました。

○非行少年等の検挙・補導状況

区分		年別	令和3年	令和4年	増減	
					人員	率(%)
非行少年	犯罪少年	刑法犯少年	60	59	-1	-1.7
		特別法犯少年	16	13	-3	-18.8
	触法少年	触法少年(刑法)	8	19	11	137.5
		触法少年(特別法)	0	3	3	-
	ぐ犯少年	0	0	0	-	
	合計	84	94	10	11.9	
不良行為少年		875	904	29	3.3	

2 刑法犯少年と触法少年(刑法)の特徴

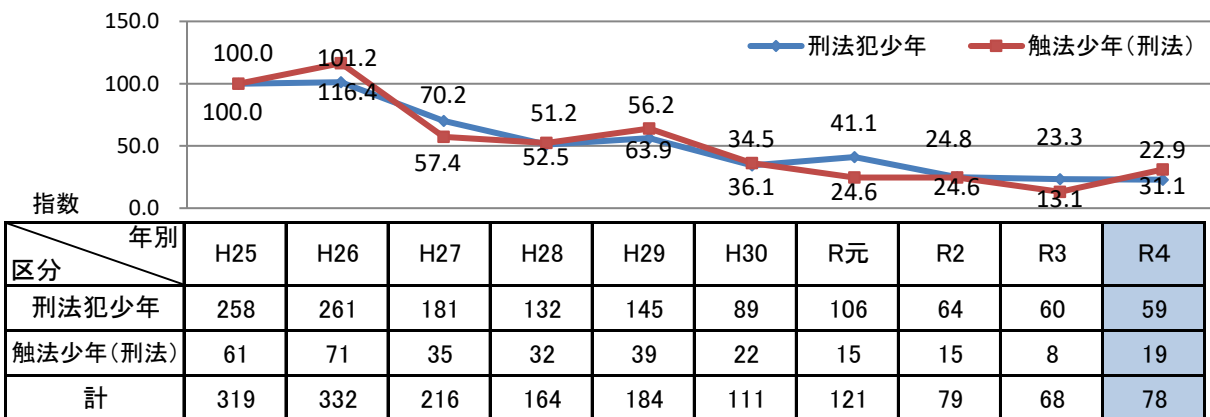
(1) 刑法犯少年

刑法犯で検挙した少年は59人であり、前年に比べ1人(1.7%)減少しました。
成人を含めた刑法犯検挙人員636人に占める少年の割合は9.3%で、前年の8.5%より0.8ポイント増加しました。
刑法犯少年を包括罪種別にみると窃盗犯が25人で最も多く、全体の42.4%を占めています。
学職別では、高校生が29人と最も多く全体の49.2%を占め、次いで中学生が10人で全体の16.9%を占めています。

(2) 触法少年(刑法)

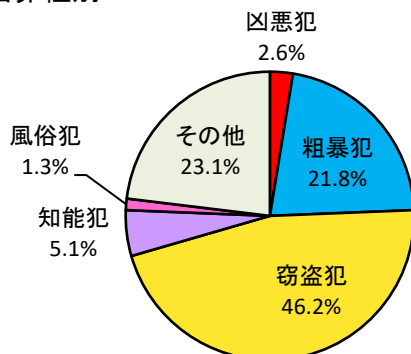
14歳未満で刑法に触れる行為で補導した少年は19人で、前年に比べ11人(137.5%)増加しました。罪種別では窃盗が11人(57.9%)と最も多く、学職別では中学生が17人(89.5%)、小学生が2人(10.5%)となっています。

○刑法犯少年と触法少年(刑法)の推移

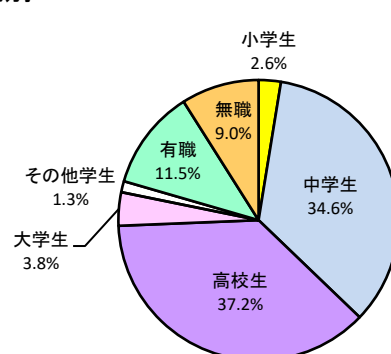


○刑法犯少年及び触法少年(刑法)の包括罪種別・学職別状況

《包括罪種別》



《学職別》



3 特別法犯少年と触法少年（特別法）の特徴

(1) 特別法犯少年

令和4年中、特別法犯で検挙した少年は13人であり、前年に比べ3人（18.8%）減少しました。
 法令別では、徳島県迷惑行為防止条例違反が6人で最も多く、全体の46.2%を占めています。

(2) 触法少年（特別法）

14歳未満で特別法犯の罪に触れる行為で補導した少年は3人であり、前年に比べ3人増加しました。

○特別法犯少年と触法少年（特別法）の検挙・補導状況

区分	年別		令和4年		増減			
	令和3年		令和4年		人員		率（%）	
	特別法犯少年	触法少年（特別法）	特別法犯少年	触法少年（特別法）	特別法犯少年	触法少年（特別法）	特別法犯少年	触法少年（特別法）
軽犯罪法	2		1	1	-1	1	-50.0	-
迷惑防止条例	4		6		2	0	50.0	-
児童買春・児童ポルノ禁止法	2			2	-2	2	-100.0	-
県青少年健全育成条例	1		1		0	0	0.0	-
銃刀法			1		1	0	-	-
大麻取締法			3		3	0	-	-
不正アクセス禁止法	2				-2	0	-100.0	-
その他	5		1		-4	0	-80.0	-
計	16		13	3	-3	3	-18.8	-

4 ぐ犯少年

令和4年中のぐ犯少年はおらず、前年と同数でした。

5 福祉犯罪の検挙状況

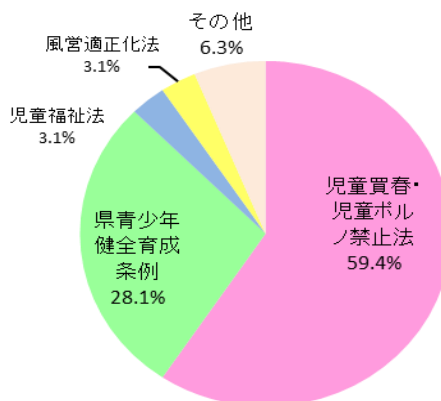
少年の福祉を害する犯罪の検挙は32件22人で、前年に比べ検挙件数は7件（17.9%）減少し、検挙人員は6人（37.5%）増加しました。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が19件と最も多く、全体の59.4%を占め、次いで、徳島県青少年健全育成条例違反が9件で28.1%を占めています。

○福祉犯罪の適用法令別推移

区分／年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検 挙 件 数	36	41	44	40	63	52	93	36	39	32
児童福祉法		1	2	2	1	1	1	2		1
児童買春・児童ポルノ禁止法	12	20	24	19	25	23	50	16	25	19
職業安定法										
労働基準法				1	2	2				
未成年者喫煙禁止法	10	6		7	15	4	3	2		
風営適正化法	2		3	2	2	6	1		1	1
県青少年健全育成条例	11	14	15	4	15	16	36	16	13	9
その他	1			5	3		2			2
検 挙 人 員	33	24	38	32	47	34	34	22	16	22
被 害 少 年	27	23	27	32	51	32	49	23	32	18

○福祉犯罪の適用法令別検挙状況



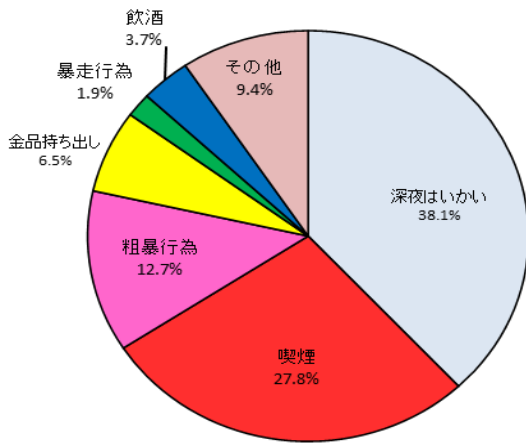
6 不良行為少年の状況

令和4年中に街頭補導活動などで補導した不良行為少年は、904人で前年に比べ29人(3.3%)の増加となっています。

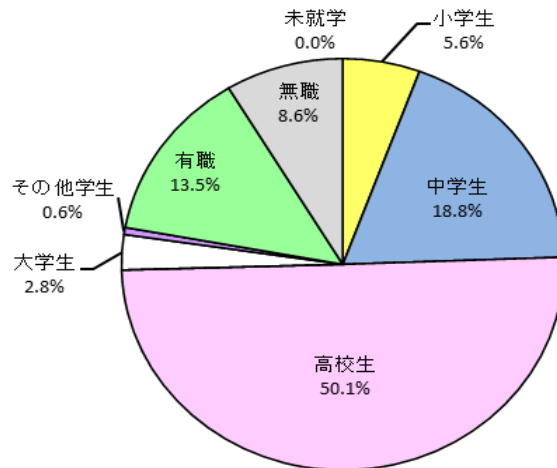
行為別にみると、深夜はいかいが344人(38.1%)と最も多く、次いで喫煙が251人(27.8%)の順となっています。

学職別では、高校生が453人(50.1%)、次いで中学生が170人(18.8%)、有職少年が122人(13.5%)の順となっています。

○不良行為少年行為別状況



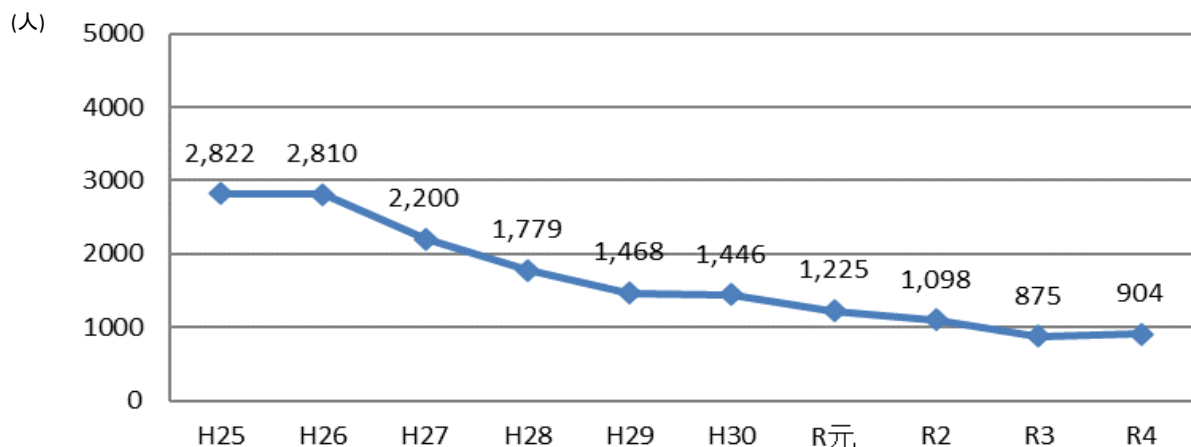
○不良行為少年学職別状況



○不良行為少年行為別・学職別状況

学職別/行為別	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	金品不正要求	金品持ち出し	性的いたづら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	総数
不良行為少年	33	251	1	115	5	59	5	17	9	6	344	6	14	35	4	904
未就学																0
小学生		1		17		22	1		2		3	3			2	51
中学生	5	21		53	2	20	3	3	3	6	40	3	3	6	2	170
高校生	10	130	1	31	2	10	1	10	3		224		10	21		453
大学生	12	9				3									1	25
その他学生		4									1					5
有職	5	51		6				3	1		49		1	6		122
無職	1	35		8	1	4		1			27			1		78

○不良行為少年の推移



用語の説明

非行少年等

刑法犯少年

刑法に規定する罪を犯した犯罪少年(交通関係を除く)

特別法犯少年

刑法に規定する罪以外の罪を犯した犯罪少年(交通関係を除く)

触法少年(刑法)

刑法に規定する罪に触れる行為をした少年

触法少年(特別法)

刑法に規定する罪以外の罪に触れる行為をした少年

犯罪少年(少年法第3条第1項第1号)

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

触法少年(少年法第3条第1項第2号)

14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年(少年法第3条第1項第3号)

ぐ犯事由の一つ以上に該当し、かつ、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の少年

ぐ犯事由

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
- ・犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること

非行少年(少年警察活動規則第2条第6号)

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

不良行為少年(少年警察活動規則第2条第7号)

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為(不良行為)をしている少年